

！おしえてー！

熊野町おとしより相談センターに
おまかせください (33)

《認知症サポーター養成講座について》

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。高齢化に伴い、認知症の症状のある人も増えています。

認知症の人を地域で支えるために、認知症サポーターを養成しています。

認知症サポーターの役割

認知症の理解を深め、正しい対応方法を知り、さりげない見守り・声かけを行い、認知症の人、その家族が安心して生活ができるように支援することです。

養成は、出前講座でも行っています。ご希望の人はお問い合わせください。

対5人以上のグループ

▽内容：認知症についての、講義・ビデオ・寸劇・グループワークなどで理解を深めます。

時 1時間半程度

所 職場・集会所・自宅など

¥ 無料

問 熊野町おとしより相談センター
☎820-5615 (福祉課)

**重度心身障害者医療費
受給者証が新しくなります**

現在使用されている受給者証の有効期限は7月31日までとなっております。8月1日以降も引き続き資格がある人には新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。
(※更新手続きは不要です。)

なお、資格要件により停止となる人については別途通知します。

また、今まで所得制限な

どにより停止となっている人も、平成26年度の受給者証(8月1日から有効)については、平成25年中の所得状況に応じて交付が可能となる場合があります。受給資格がある人は、交付申請の手続きを行ってください。

▽手続きに必要なもの：
① 印鑑
② 健康保険証(65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者証)
③ 身体障害者手帳または療育手帳

対象者	
身体障害者手帳	1・2・3級所持者
療育手帳	④・A・⑤所持者
利用者負担：1医療機関につき1日200円 (通院月4日、入院月14日まで)	

※所得が一定以上あるときは該当しない場合があります。

問 福祉課 ☎820-5605

自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)について

障害のある人が、心身の障害状態の軽減を図るため、指定自立支援医療機関から必要な医療を受けた場合に、その医療費の自己負担額を軽減する制度です。ただし、一定所得以上の場合は対象外となります。

	精神通院医療	更生医療	育成医療
対象者	次の精神疾患により通院による精神医療を継続して要する程度の病状にある人 ①統合失調症②精神作用物質による急性中毒またはその依存症③てんかん④その他の精神疾患など	次の疾患の治療を受け、その治療効果が確実なものと期待できる身体障害者手帳をお持ちの人(18歳以上) ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害(心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害に限る)⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	現在身体に次の障害があるか、または疾患があつてそのままにすると将来一定の障害を残すと認められ、手術などの外科的な治療などでその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる人(18歳未満) ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑦人工透析療法、抗免疫療法、中心静脈栄養法
利用者負担など	医療費の1割	世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額(2,500円・5,000円・10,000円・20,000円)を設定します。	同上
問 申	福祉課 ☎820-5605		

「あゆみ祭り」
開催のお知らせ

今年も「あゆみ祭り」の季節になりました。皆さんお誘いあわせのうえ多数お越しください。

時 7月12日(土)午前10時～午後2時

所 障害者活動センターあゆみ

▽内容：

バザー、アトラクション(ダンス、沖縄音楽など)、喫茶コーナー、展示など



問 障害者活動センターあゆみ ☎855-2150 (福祉課)

連続
障害を知り、共に生きる①
視覚障害について

▽視覚障害とは
何らかの原因により視機能に障害があることにより、全く見えない場合と、見えづらい場合(細部がよくわからない・光がまぶしい・暗いところで見えにくい・見える範囲が狭い・特定の色がわかりにくいなど)とがあります。

▽こんな事に困っています
・一人で移動することが困難
・耳からの情報を頼りにしています。
・自分がどこに居るのか、側に誰がいるのか、説明がないとわかりません。
・人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。
・文字の読み書きが困難です。また、タッチパネル式の機械はうまく操作できません。

・点字ブロックの上には、物や自転車などが置かれると困ります。

▽こんな配慮をお願い
・その人の「目」になる気持ちが大切です。
・困っていそうときは、声をかけましょう。
・突然体に触れず前方から声をかけましょう。
・「こちら、あちら、赤い看板」など視覚情報を表す言葉ではわかりません。「30センチ右」「時計で3時の方向」など具体的に説明しましょう。
・どのような手助けが必要か尋ねましょう。
・障害のある人のペースにあわせて歩きましょう。

※「障害を知り、共に生きる」広島県引用 (福祉課)



子育て支援センター
エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
15日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
18日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳~1歳11ヵ月)
25日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)
8月5日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児・妊婦)
8月6日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こども連れのおでかけ」

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
17日(木)	9:30	中央ふれあい館

●おひさまルーム

上記日程と7月23日(水)・8月7日(木)以外の9:30~11:30

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

※第3水曜日のみほっとるーむベビー(11ヵ月までの乳児対象)

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族も大歓迎。室内でも公園でも遊べます。※いずれの事業も変更する場合があります。

●「水遊びをしよう！」

時 7月28日(月)・29日(火)・30日(水)・31日(木)
8月1日(金)・4日(月)・8日(金) 10:00~11:00
(同日に室内では「おひさまルーム」も行っています)

▽持ち物:洗ってあるパンツ、または水着
タオル2枚(ハンドタオル1枚、バスタオル1枚)
※おむつのはずれていないお子様は、プールの周りでの水遊びのみとなります。※雨天、曇りの場合は中止します。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時 (※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00
第2土曜日9:30~11:30
<子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00>

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを開設しています。 時 7月17日(休)午後2時~午後4時
問 専用スペース(貴船2番20号) 無料(飲物、材料などは実費) 問 福祉課 ☎820-5605